教皇庁教理省から生 命倫理をめぐる書簡 『サマリタヌス・ボ ヌス』が発表されま した。

教皇フランシスコの承認のも と発表された『サマリタヌ ス・ボヌス』は、終末期にお ける人間生命の尊厳について 教えています。(参照: VATICANNEWS)

2020/09/25

教皇庁教理省は、9月22日、生命倫理をめぐる書簡「サマリタヌス・ボヌス」を発表した。教皇フランシスコの承認のもと発表された、「重知の承認のもと発表された、「重知の承認のもと発表された、「重知の事務」をテーマにしたこの書簡は、あらゆる形の自殺ほう助に反対すると共に、家族と医療従事者に対する支援の必要を説いている。

VATICAN NEWS

「治らない患者は、治療できない患者では決してない」と同書簡は述べ、終末期にある患者は、受け入れられ、ケアされ、愛される権利があると強調している。

この書簡の目的は、福音書の「善きサマリア人」のメッセージを実践するための、具体的な指針を提供することにある。同文書は「治ることが不可能またはその可能性がないように思われる」時でも、「医療・看護的、心理的、霊的な寄り添いは避け

ることのできない義務である」と述べている。

治らないことは、治療ができないと いうことではない

「回復の可能性がある限り、常に治療がある」。ヨハネ・ことは、かってとは、かってというないととを説明しているととを説明しているとを説明している。るケ、はさせながい。あるととを説がいるのできないがある。このでは、でで、はさせながらるのでで、はいるとができる。といるでは、できるといる。といるの意味を見つめている。

いのちの不可侵の価値

「侵すことのできないいのちの価値は、自然倫理法の柱となる真理であり、法秩序の本質的基礎である」と同書簡は記している。「たとえそれ

が要求されたとしても、人命に対する攻撃を直接選択することはできない」。「堕胎、安楽死、また意図的自死は、人類文明を損ない」「創造主の名を深く傷つける」と文書は述べている。

いのちの聖なる価値を曇らせるもの

同文書は、いのちの価値を受容する 力を削ぐ、いくつかの原因を挙げて いる。たとえば、その原因の一つ に、ある種の精神や身体の状態がな ければ「値する」人生とは言えな い、という考えがある。また、「同 情・憐み | の誤った解釈も、いのち の受容を妨げる要因である。真の憐 みとは「死をもたらすこと」にある のではなく、病者を愛情と共に受け 入れ、苦しみを和らげる手段をもっ て支えることにある。また、人を孤 独に導く個人主義の拡大も、別の要 因の一つである。

教会の教え

教会の最終的な教えは、安楽死は 「人命に対する犯罪」であり、あら ゆる状況において「本質的に悪い」 行為ということである。これに対す るあらゆる形式的あるいは即時の物 理的な協力は、人命に対する重大な 罪であり、いかなる権威もこれを 「合法的に」強要する、あるいは許 可することはできない。安楽死に関 する法律を承認する者は、「それゆ えに、加担者となる」。また、これ らの法律は良心を歪めさせることか ら、「人々をつまずかせる罪」を負 うことになる。絶望や苦悩が安楽死 を願う個人の責任を減少させる、あ るいは存在しないものにすることが あっても、安楽死的行為は、認容で

過剰な延命治療をなくす

きないものとして残る。

同文書は、「尊厳ある死を守る」と は、過剰な延命治療を排除すること を意味する、と説明する。避けられ ない間近に迫った死を前に、一時で苦しみを与えるだけの延命の近のなことは、の際ではなることを当ることを通常のケアが中で当る。したがある。ののながない。で当なられるがあればない。ではなられるがあればない。であるではならでではならでできまれてはならででできまれてはならではならではならではならではならでである。は、緩和ケアにはならでできまれてはならでである。は、緩和ケアにはならでできまれてはならでである。は、後に対するに対する。

家族を支援する

ケアにおいて、病者が自分を重荷に 感じることなく、「家族の寄り添い と尊重に包まれていることは不可 であり、この使命のために、家族 であり、この使命のために、家族 支援とふさわしい手段を必要として いる」。国々は、「家庭が持つ の基本的な社会的機能とその分野に おいても、家庭を支えるための、必 要な予算とシステムを整備すること が必要である」。

胎児期と幼少期のケア

形成異常や疾患を持つ子どもは、受 胎の時から、「いのちを尊重する方 法|をもって寄り添われるべきであ る。「短期間内に死が確実視される 胎児の疾患しで、その病状を改善さ せる治療法がない場合、「いかなる 方法によっても、子どもが医療支援 計画から見捨てられることなく」自 然の死に至るまで「見守られる」よ うにと、文書は述べている。また、 「時に強迫観念的なまでの出生前診 断しの利用を批判すると共に、障害 を拒絶する文化を指摘。堕胎が「正 当であることは決してない」と強調 している。

深い鎮静

苦痛を軽減するために、意識を低下 させる可能性のある薬を用いること がある。教会は、「いのちの終わり を可能な限り平安のうちに迎えるい とができるように」との目的にして、「鎮静の正当性」を明言しる て、これは「死が近づいても動っている。 会、終末段階の深い緩和的鎮静に いても同様である。しかし、「ま 的かつ意図的に死をもたらす」 に、鎮静が行われることは容認 ない。

植物状態

意識がない状態の場合でも、病者は 「その価値を認められ、ふさわしられ 治療と共に看護されなければなされる に有されなければなされる を共に看護されなければされる を有がある。しかし、それ以の が過度の負担を生むなど、「場合 が過度が不均衡になりうる」場合が た処置が不均衡になり が過度の長引く負担において、家族に 看護の長引く負担において、家 対するふさわしい支援の必要」を述べている。

良心的拒否

同書簡は、地方教会が立場を明らか にし、カトリック系医療機関が自ら の証しをすることを願っている。安 楽死を認可する法律は、実際、「良 心的拒否をもってそれに抗する重大 かつ厳格な義務」を提起している。 死に面した人々に寄り添えるよう、 医師や医療従事者が養成を受けるこ とが重要である。安楽死を望む人へ の精神的支援には、「回心を常に促 す寄り添いが必要 | であるが、たと えば、万一にもそれが行われる時、 その場に居るなどの、「『賛成』と 解釈されうる、外面的ないかなる態 度も認められないし。

pdf | から自動的に生成されるドキュメント https://opusdei.org/ja-jp/article/samaritanus-bonus/ (2025/12/16)